



家庭ごみ総合案内

2019年改訂



ごみ分別推進啓発キャラクター
KURURINちゃん

有田川町

有田川町役場 環境衛生課・清水行政局 建設環境室

はじめに



日頃から町政にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

有田川町は美しい自然に恵まれ、住民の皆様の環境意識も高い素晴らしい町です。この環境意識の高さが日常の徹底したごみ分別につながり、ごみ処理にかかる行政コストが大幅に削減され、全国から注目されるまでになっております。

ここに改めて御礼を申し上げます。

当町では地球環境にも町行政にもエコな取り組みを「有田川エコプロジェクト」として地域一体となって推進していますが、下記の受賞歴のとおり各界で高く評価され注目されています。これもひとえに住民の皆様によるご尽力の賜物でございます。

さて、平成28年2月に完成した町営二川小水力発電所は予定を大幅に上回る発電を続けており、年間おおむね5000万円の売電収入を得ています。(平成28年度・29年度実績)

この売電収益は基金として積み立てており、今後も「エコなまちづくり」のために活用し地域に還元していきたいと考えております。

有田川町は「エコなまち」としてクローズアップされておりますが、これからもごみ減量の推進と循環型社会の構築を目指して、住民・事業所の皆さんと共に魅力ある住み良い町づくりを進めてまいります。

今後とも皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、町民皆さまのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

平成31年4月

有田川町長 中山 正隆

受賞歴

- 2016年 「次世代エネルギーパーク」認定（経済産業省）
「第4回グッドライフアワード」実行委員会特別賞（環境省）
- 2017年 「新エネ大賞」資源エネルギー庁長官賞（新エネルギー財団）
「わかやま環境賞」環境大賞（和歌山県）
「プラチナ大賞」で審査委員特別賞（プラチナ構想ネットワーク）
- 2019年 「低炭素杯2019」環境大臣賞 金賞（地球温暖化防止全国ネット）

家庭ごみ総合案内 目次



エコなまちづくりを目指して

有田川エコプロジェクト	1, 2
家庭ごみの処理について	3
・ごみの出し方	
・ごみの処理の流れ	
資源ごみのリサイクル	4



ごみの分別方法

燃えるごみ	5
燃えないごみ	6
プラスチック	7
資源ごみ 空きびん・空き缶・ペットボトル 古紙・古着類・乾電池	8
雑がみ類	9
粗大ごみ	10
建物解体がれき類	10
排出禁止ごみ	10
小型家電リサイクル	11, 12
在宅医療廃棄物	13, 14
家電リサイクル品	15
二輪車リサイクル	15
消火器リサイクル	15



補助制度・貸出制度

ごみ減量化補助制度	16, 17
・生ごみ処理機	
・園芸用電動粉碎機	
・生ごみ処理容器(コンポスト)	
・段ボール容器(コンポスト)	
コンポスト容器無料貸出制度	17



生ごみで堆肥を作ろう

生ごみ堆肥の作り方	18
いろいろな生ごみ処理容器・処理機の特性	19
・生ごみ処理容器	
・段ボール容器	
・生ごみ処理機	



禁止事項・注意事項

野焼きは禁止です！	20
不法投棄は犯罪です！	21
違法な不用品回収業者にご注意！	21



ごみ処理施設・処理事業所

町のごみ処理施設	22
・環境センター	
・プラスチック収集場	
・尾岩坂ごみ処分場	
民間の処理事業所一覧	23



みんなできれいな水環境を守ろう！

家庭でできる生活排水対策	24
職場でできる生活排水対策	24



ごみを出す日・収集日・分別早見表

家庭ごみの出し方	25
ごみを出す日一覧表 吉備地域	26
ごみの収集日一覧表 金屋地域	27
清水地域	28
家庭ごみ分別早見表	29~49



有田川町では、ごみ減量と再生可能エネルギー導入促進を軸に、循環型で持続可能なエコのまちづくりを進めています。

ごみ集積のステーション化や町営小水力発電所などで得られた収入を基金へ積み立て、さまざまなエコな取り組みに活用しています。

ステーション化・マイナス入札

昔は、ごみを家の前の道へ出すという地区がほとんどでしたが、今は、各地区に設置されたごみステーションへごみを出すようになりました。



それにより、きちんと分別された高品質の資源ごみが排出されると評価され、平成20年度からは資源ごみ収集運搬処理業務がマイナス入札となっています。

以前は年間約3200万円の支出となっていたものが約210万円の収入となり、この差額を基金として積み立てています。

ごみ減量・再エネへの補助金

生ごみは水分を多く含むため、焼却するのに多くの燃料が必要になります。生ごみを堆肥化するコンポスト容器の無償貸与制度により、推計で年間約200tの生ごみが削減されています。



また、基金を太陽光発電設備や太陽熱利用設備の設置費補助などに充て、再エネ導入の促進を図っています。



町営二川小水力発電所

有田川エコプロジェクトの柱である町営小水力発電所の建設は、権利を持たない町が、県営多目的ダムの維持放流水を利用する計画でした。全国的にも前例がなかったため、県から提示された多額の負担金が課題となっていました。しかし、粘り強い交渉とさまざまな自然災害の発生により再生可能エネルギーの重要性が見直されたこともあり、大幅な減額が実現しました。

そして、平成28年2月に発電所が完成し、年間約5000万円の売電収入は基金へと積み立てています。



発電所が完成するまでは上の写真のようにダムの水を放流していました。左は発電によって水の持つ位置エネルギーを使った後の放流状況です。

どちらも同じ毎秒約700Lの水が流れていますが、見かけの上では全く違って見えます。

この勢いの差が最大200kWの電力となっています。

再エネ利用

町営プラスチック収集場(写真右上)や廃校校舎(同左下)の屋根に太陽光パネルを設置し、売電しています。

ごみステーション(同左上)にも太陽光パネルを設置して平常時は街灯として利用し、災害時には電源スポットとして活用できます。

下水処理場の放流口(同右下)にピコ水力発電設備を設置し、街灯として利用しています。



こども服バザー

不要になった子ども服を公立保育所で回収し、町のイベントなどで古着バザーを実施しています。リユースの啓発を図るとともに、売り上げを保育所の絵本代として還元しています。



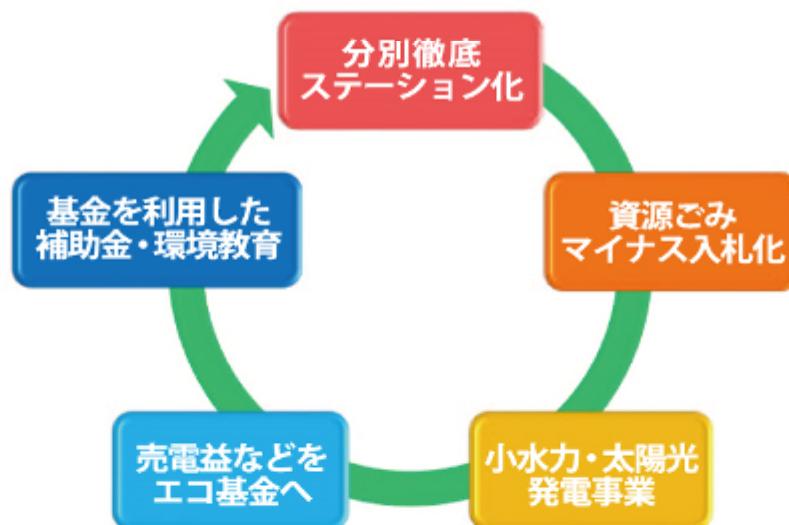
啓発

有田川流域での水力発電の歴史をまとめたパンフレットの作製や環境教育を実施しています。

また、地元企業と連携してエコバッグを作製し、地域一体となって低炭素社会を目指しています。



自然にも町財政にもエコなまちづくり ～循環型社会を目指して～



有田川町環境衛生課公式Instagramで
**「有田川町エコプロジェクト」の
取り組みを、写真や動画でご紹介！**



普段は見れない水力発電所の内部写真や、張りついてしまったごみ袋を簡単に開く動画など、内容盛りだくさんです。ぜひご覧ください。

※フォローしていただければ、更新の度に通知されますので、見逃しを防止できます。

https://www.instagram.com/aridagawa_kankyou

分ければ資源、混ぜればただのごみ 家庭ごみの処理について

有田川町では“分ければ資源、混ぜればただのごみ”をモットーにごみ減量に取り組んでいます。きれいな町づくりのため、皆さまのご協力をよろしくお願いします。

ごみは正しい分別を

一般家庭から排出されるごみは、町が責任を持ち処理を行っています。できる限り処理をスムーズに、また経費の節減のため、住民の皆さま一人一人のご協力をお願いします。

本町では、皆さまが排出する家庭ごみの集積所は多くの場合、区が設置し、掃除や日常の管理が行われています。

分別の状態が悪いごみは、ごみ集積所へ残され収集されません。その場合、ごみ当番の方々に再度分別する手間がかかります。

一人一人がきちんとごみ分別(ごみ出し)にご協力くださいようお願いします。

ごみの出し方

- 「町指定のごみ袋」に入れて出してください。
「町指定のごみ袋」は、町内の小売店で購入できます。
- 「町指定のごみ袋」には、8キログラムを超えないようにして出してください。
- 資源ごみの古紙類は、ひもで十字に縛って出してください。雑がみは紙袋などに入れ、中身が散乱しないようにひもで縛ってください。

ごみ出しは、区の定めを守って

有田川町では町営のごみ集積所はありません。
お住まいになる区がごみの集積所を設置しています。

なお、区によってごみの出し方や出せる時間帯、ごみ集積所の管理方法などが異なります。

区長さんや、お世話くださる方々にごみ集積所の場所や出し方についてご相談ください。



燃えるごみは焼却され、灰は大阪湾の最終処分場へ埋め立てます。



粉碎された燃えないごみは、有田川町大字川口にある有田周辺広域圏事務組合所有の処分地に埋め立てます。

有田川町のごみの処理の流れ



町のごみ収集



区のごみ収積所



燃えるごみ
燃えないごみ
粗大ごみ



資源ごみリサイクル
の分類や様子を
わかりやすく
説明しています！



資源ごみのリサイクル





燃えるごみ

- 燃えるごみ専用袋(町指定袋)で出してください。
- 雑がみを資源として分別し、燃えるごみを減量しましょう。

燃えるごみで出せるものの一例

生ごみ類



水気をよく切る。

食用油など



凝固剤で固めるか
紙・布に染み込ませる。

紙おむつ・生理用品



汚物を取り除く。

座布団・毛布類



指定袋に入る大きさにして入れる。

貝殻など



布・きれ



圧着はがき



写真



吸い殻



完全に火を消す。

紙くず類



紙くず類に入るもの

ティッシュペーパー・油紙・防水加工紙
キッチンペーパー・感熱紙・感圧紙・銀紙
汚れや臭いのある紙・シュレッターくず

出し方のルールとマナー

- ・必ず決められた日に出しましょう。
- ・決められた集積所に出しましょう。
- ・生ごみは十分な水切りをしてから出しましょう。



Point & Check!



- 雑がみを資源ごみとして分別し、燃えるごみの量を減らしましょう。
- 生ごみ処理機やコンポスト容器を設置して、生ごみを堆肥化して燃えるごみを減らしましょう。
- マッチや花火は水に浸して、吸い殻は完全に消火してから出しましょう。



燃えないごみ

- 燃えないごみ専用袋（町指定袋）で出してください。
- 出せないごみ類、それに類似のものは専門業者へ出してください。

燃えないごみで出せるものの一例



紙で包む。
ガラスは「危険物」と表示。



完全に
中身を使いきって出す。



かばん・靴など皮革製品



おもちゃ・雑貨



鍋などの日用金物



汚れの取れない
ポリタンク・
発泡スチロール



はさみ・包丁
のこぎり



洗っても汚れの取
れないペットボトルや
プラスチック

刃の部分を新聞紙などで包んで
テープで留め「危険物」と表示。

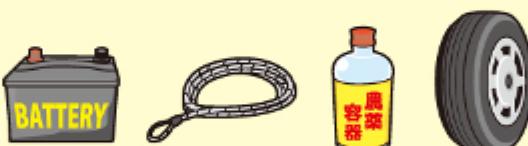


傘
専用袋からはみ出していても
出せます。

蛍光灯
紙で包む。
専用袋から
はみ出して
いても出せ
ます。

出せないごみ類

エンジン・自動二輪車・自動車の部品・塩化ビニール製品(塩ビパイプなど)
・工具類(ドライバー程度より大きいもの)・漁網・ワイヤ・鉄鋼物・※消火器
・中身の入ったボンベ缶 やスプレー缶・モーター(農業用・井戸用)・バッテリー・農業用ホース や資材・廃油(灯油・ガソリン・オイル類)・レンガ・ブロック片またはコンクリート・瓦・タイル・石類・砂 など



※ 消火器の処理
方法については、15ページ
をご覧ください。

出し方のルールとマナー

- ガラス、刃物などの危険物は新聞紙などに包み、「危険物」と油性マーカーなどで書いて出してください。



Point & check!

- 発泡スチロールやポリタンクは、汚れのないものであればプラスチックごみに出してください。
- 散水用ホース(家庭用)は、20cm程度に切って出してください。
- ブルーシート(家庭用)などは、50cm角程度に切って出してください。





プラスチック

- プラスチック専用資源袋（町指定袋）で出してください。
- プラスチック専用資源袋の中に2重袋が入っていると回収しません。 2重袋（レジ袋などにプラスチックを入れ、そのレジ袋をプラスチック専用資源袋へ入れること）

プラスチックで出せるものの一例



プラスチックで出せないものの一例

洗っても汚れの取れない
プラスチック製品



プラスチック以外のものが
含まれる複合品



洗濯ばさみなど

プラスチック以外の製品



紙製のカップ麺の容器
(紙マークの表示があれば燃えるごみで)

出し方のルールとマナー

・収集場では人の手で選別します。危険なもの（ライター・ガラス片）は絶対に入れないで！

Point & Check!



- 土や泥の付いたプランターなどは、燃えないごみへ出してください。
- 付属の金属類が外せない場合は、燃えないごみへ出してください。
- カップ麺の容器は、紙製が増えています。容器にプラマークがあるかご確認ください。



資源ごみ

● リサイクルや再生資源となるごみです。ルールを守って無駄をなくしましょう。

空きびん類 びん専用資源袋（町指定袋）で出してください。



- | | |
|----------|-------------------------------|
| ジュース | ※ びんの中は水洗いしましょう。 |
| コーヒー | ※ ふたは外す。ふたがプラスチックのものはプラスチックへ。 |
| 洋酒 | 金属製のものは燃えないごみへ。 |
| ジャム | ※ 清酒瓶・ビール瓶は、販売店で引き取ってもらいましょう。 |
| ドリンク | （返却不可のものは資源ごみに出してください） |
| 酢などの空きびん | ※ 紙ラベルの取りにくいものは、外さずにそのままで。 |

空き缶類 缶・ペットボトル兼用資源袋（町指定袋）で出してください。



- | | |
|----------------|-----------------------|
| ジュース | ※ 缶の中は水洗いしましょう。 |
| ビール | ※ 兼用袋ですが、缶だけで出してください。 |
| ミルク | |
| 缶詰 | |
| かつお節などの
空き缶 | |

ペットボトル 缶・ペットボトル兼用資源袋（町指定袋）で出してください。



- | | |
|-----------------|---|
| ジュース | ※ ペットボトルの中は水洗いしましょう。 |
| 炭酸飲料 | ※ キャップやラベルは外す。プラスチックのものはプラスチックへ。 |
| 焼酎 | ※ 調味料には、プラマークの付いたものがありますのでご注意ください。プラマークの付いたものはプラスチックへ出してください。 |
| 本みりん | |
| しょうゆ | |
| 清酒などの
ペットボトル | ※ 兼用袋ですが、ペットボトルはペットボトルだけで出してください。 |

古紙・古着類 ひもで十字に縛って出してください。



- | | |
|------|--|
| 本 | ※ 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックは混ぜないで、別々にしてください。 |
| 新聞 | |
| 雑誌類 | ※ 絵本・教科書・辞書・ノート・本・チラシなどは雑誌と一緒に出してください。 |
| 段ボール | |
| 雑がみ | ※ 下着・靴下・汚れの取れない古着などは燃えるごみで出してください。 |
| 古着 | ※ 古着はきれいな状態で出してください。 |

乾電池

各地区の乾電池回収ボックスへ出してください。



使用済乾電池

- ※ 袋に入れたまま回収ボックスへ入れず、乾電池だけを入れてください。
- ※ 回収ボックスが満杯になったら、役場環境衛生課または建設環境室までご連絡をお願いします。
- ※ 乾電池以外のものは、絶対に回収ボックスに入れないのでください。
- ※ ポタン電池・充電式電池は専門業者へ問い合わせてください。
(回収協力店を町のホームページに掲載しています)



雑がみ類

●家庭から出る燃えるごみのほとんどの紙類が雑がみです。

雑がみで出せるものの一例



さまざまな空き箱



ティッシュの箱
取り出し口のフィルムは取り除く。



カレンダー



ロールペーパーの芯



包装紙



ダイレクトメール



封筒・ハガキ類
窓付き封筒のフィルムは取り除いて。



コピー用紙・メモ用紙

注意



紙製ではないクリップ類やホチキス針などは取外してから出してください。

出し方のルールとマナー

- 古紙（新聞・雑誌・段ボール・チラシ・牛乳パック）と混ぜないでください。
- 表面加工・防水加工・圧着加工・銀紙・複写用紙などは雑がみではありません。
- ファイルやバインダー、ラップやアルミホイルの箱に付着した金属やプラスチックは、取り除いて出してください。



Point & Check!



- 紙袋などに入れ、中身が散乱しないようにひもでしっかりと縛ってください。
- 雑がみで、個人情報に関わるものは注意して出してください。

粗大ごみ



家電製品や家具などの粗大ごみは、地区のごみ集積所に出すことはできません。(環境センターに自己搬入してください(有料))

自己搬入ができない人は、(23ページに記載されている)
一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

また、粗大ごみの特別収集(無料)を年1回実施しています。
日程などの詳細はその都度、町広報紙や回覧で周知します。

建物解体がれき類



建物解体がれき類は、解体業者に引き取りを依頼してください。
解体業者に頼まずに自分で解体したがれき類は、尾岩坂ごみ
処分場へ搬入が可能です。(22ページ参照)
(れんが・タイル・ブロック・コンクリート殻・
瓦・土砂など)

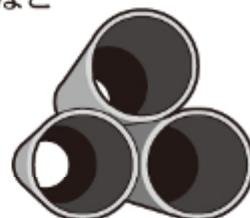


排出禁止



農業用ホースや資材(肥料袋・農薬の容器・マルチシートなど)
医療廃棄物(特に感染の恐れがあるものは厳禁)
事業系ごみ・塩化ビニール製品・漁網類・石こうボード類・
鉄塊・※堅い工具類・廃油・エンジン類・モーター類・
自動二輪車や自動車の部品類などは収集および、処分ができま
せんので、排出者が自己責任で販売店や専門の処理業者にご相
談ください。

※ 堅い工具類の例 ペンチ・なた・金づち・削岩機など





使用済小型家電のリサイクル

回収対象品目

- デジタルカメラや携帯電話などの小型家電にはレアメタルなどの有用金属が含まれています。
大切な資源を循環させるため、ご家庭にある使用済小型家電のリサイクルにご協力ください。



注意事項

- ・回収できるものは、回収ボックスの投入口(高さ15cm・幅30cm・奥行40cm)に入る大きさで、ご家庭から出る使用済小型家電に限ります。
- ・回収ボックスに入れたものは、取り出すことができません。
- ・個人情報が含まれるものは、各自で責任をもって消去してください。
- ・異物・ごみなどを回収ボックスに入れないのでください。
- ・使用済小型家電に付いている電池や蛍光灯などは、事前に取り外してください。
- ・家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫など)、CDやDVDなどのディスク類は入れないのでください。

Point
&
Check!

◎ 回収ボックス設置場所(各施設の開いている時間帯にご使用いただけます。
(各出張所については、開所時間外でもご使用いただけます。)

吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局 旧城山出張所・五郷出張所・安諦出張所
有田川町地域交流センター(ALEC)
有田川町金屋文化保健センター

小型家電リサイクル対象品目早見表

対象品目：回収ボックス投入口(高さ15cm・幅30cm・奥行40cm)に入る下記の家電製品とその付属品。

区分：○印⇒ボックスに入る場合は回収します。入らない場合は、ごみ分別早見表(29ページ～)をご覧ください。

×印⇒回収できません。※家電リサイクル法対象品目は家電小売店か中間処理業者に相談してください。

品目	区分	備考	品目	区分	備考
あ ICレコーダー	○	データを削除すること	電気ギター	○	
アイロン	○		電気コード	○	
い ETC車載ユニット	○		電気スタンド	○	
イヤホン	○		電気ストーブ	○	
衣類乾燥機	×	家電リサイクル法対象品目	電気バリカン	○	
インター・ホン	○		電気ポット	○	
え ACアダプター	○		電気毛布	○	
HDDレコーダー	○	データを削除すること	電子血圧計	○	
MDディスク	×	燃えないごみ	電子辞書	○	
MDプレーヤー	○		電子書籍端末	○	
エアコン	×	家電リサイクル法対象品目	電子体温計	○	
延長コード類	○		電子体重計	○	
か カー・オーディオ	○		電子ピアノ	×	粗大ごみ
カーテレビ	○		電子レンジ	×	燃えないごみ
カーナビ	○		電卓	○	
懐中電灯	○		電動工具	○	日曜大工程度
加湿器	○		電動歯ブラシ	○	
カメラ	○	インスタントカメラを含む	電話機	○	
き キーボード(楽器)	○		トースター	○	
く 空気清浄機	○		時計	○	
け ゲーム機	○	据置型・携帯型など	ドライヤー	○	
ゲームコントローラー	○		は ハードディスク	○	
ケーブル(電気コード)	○		パソコン	○	
携帯電話・PHS	○	データを削除すること	パソコンディスプレイ	○	
こ コーヒーメーカー	○		ハブ・ルーター	○	
コンポ	○		ひ ビデオカメラ	○	
し CD(ディスク)	×	プラスチック	ビデオテープ	×	プラスチック
CDプレーヤー	○		ビデオデッキ	○	
充電器	○		VICSユニット	○	
除湿器	○		ふ ファクシミリ	○	
食器洗浄機	○		ブルーレイ(ディスク)	×	プラスチック
す 炊飯器	○		ブルーレイレコーダー	○	
スキャナー	○		プラグ(接続用端子部品)	○	
ステレオ	○		プリンター	○	
スピーカー	○		ヘッドフォン	○	
せ 洗濯機	×	家電リサイクル法対象品目	ヘアアイロン	○	
扇風機	○		ほ 補聴器	○	
そ 掃除機	○		ま マイク	○	
た タブレット型携帯端末	○		マウス	○	
ち チューナー	○		マッサージ機	○	椅子型は粗大ごみ
て DVD(ディスク)	×	プラスチック	み ミキサー(調理用)	○	
DVDプレーヤー	○		ミシン	×	粗大ごみ
テープレコーダー	○		め メモリーカード	○	データを削除すること
ディスクドライブ	○		ゆ USBメモリー	○	データを削除すること
デジタルオーディオプレーヤー	○		ら ラジオ	○	
デジタルカメラ	○		り リモコン	○	
テレビ	×	家電リサイクル法対象品目	れ 冷蔵庫	×	家電リサイクル法対象品目
電気カーペット	×	粗大ごみ	冷凍庫	×	家電リサイクル法対象品目
電気かみそり	○		わ ワープロ	○	
電気かみそり洗浄機	○				

在宅医療廃棄物



地域のごみ集積所に出せるもの

① 試験紙・紙おむつ・薬の外袋 ガーゼ・脱脂綿

※新聞紙などに包んで

“燃えるごみ専用袋”

に入れて出してください。



※ 紙おむつは、必ず汚物を取り除く。

(試験紙や薬の外袋で、臭いの付いてないものは雑がみへ)

② 飲み薬のびん・缶

“びん専用資源袋”や

“缶・ペットボトル兼用資源袋”

に入れて出してください。



※ 水洗いしてください。

※ 飲み薬以外のびん・缶は、燃えないごみ専用袋
に入れて出してください。



在宅医療廃棄物



地域のごみ集積所に出せないもの

③

注射器 (針の付いてない注射器、インスリン注射器なども含む)

注射針 (血糖値測定用針なども含む)

針付きのチューブ類 (輸血ライン)



**受け取られた医療機関、
薬局・薬店に
引き取ってもらいます。**



④

点滴パック (針部分は、必ず取り除いてください)

ストーマ袋など (中身をトイレに流し、
中をきれいに洗って出してください)

CAPDパック



※これらのものだけで、

“燃えないごみ専用袋”

へ入れてください。

(他の燃えないごみと混ぜないでください)

役場が回収します。

ごみが溜まれば環境衛生課・建設環境室まで連絡してください。

①・②・④

のごみを出すときは、

必ず有田川町指定ごみ袋をご使用ください。

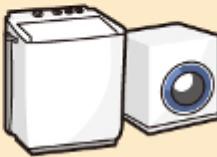
家電リサイクル



ブラウン管・液晶・プラズマ
テレビ



冷蔵(冷凍)庫



洗濯機
衣類乾燥機



エアコン・室外機

テレビ・冷蔵(冷凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンの家電リサイクル対象4品目の引き取りは、購入店や家電小売店に依頼してください。リサイクル料金や運搬費などが必要となります。

個人で直接、指定引取場所へ持ち込む場合は、郵便局でリサイクル料金を支払って、下記の指定引取場所まで持ち込んでください。

PCマークの付いた家庭用パソコンは、リサイクル料金や運搬費が販売価格に含まれているため、廃棄の時にはリサイクル料金や運搬費は不要です。

パソコンで大きさが、高さ15cm・幅30cm・奥行40cmまでのものは、PCマークの有無に関係なく、小型家電リサイクル回収ボックスに入れていただけます。(P11参照)

PCマークの付いていないもので小型家電リサイクル回収ボックスに入らないものは、燃えないごみで出してください。



PC
リサイクル

指定引取場所

日本通運株式会社
和歌山支店西浜倉庫

和歌山市西浜796番地1
TEL 073-433-8924

- 上記以外で役場が回収する方法もありますので、環境衛生課までお問い合わせください。
※別途、リサイクル券や運搬費などが必要です。

二輪車リサイクル

● オートバイ
原動機付自転車

二輪車リサイクルコールセンターへ相談してください。

手続き・持込先(指定引取場所・廃棄二輪車取扱店)・引取対象・基準などの情報をご案内しています。
廃棄二輪車取扱店へ持ち込む場合、収集運搬料が必要です。



問い合わせ先

二輪車リサイクルコールセンター
TEL 050-3000-0727

受付時間9:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始等を除く)
ホームページ <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

消火器リサイクル

- 買い替えの際に、販売店に引き取り可能か確認してください。
特定窓口は、(株)消火器リサイクル推進センターへお問合わせください。
リサイクルシール代および運搬費用・保管費用が必要です。



■事前に電話またはインターネットで申し込みが必要です。

問い合わせ先

(株)消火器リサイクル推進センター

TEL 03-5829-6773

受付時間9:00~17:00

(土・日・祝休日および12:00~13:00を除く)

ホームページ <https://www.ferpc.jp/>

郵送回収申込先

ゆうパック専用コールセンター

TEL 0120-822-306

受付時間10:00~17:00

(土・日・祝日・初回製作所指定休日)

(および12:00~13:00を除く)

ホームページ <https://www.ferecycle.jp/>

ごみ減量化補助制度

この補助金制度は家庭から出る生ごみや剪定枝を自家処理し、
ごみの再資源化や減量、ごみ出しの負担軽減を目的としています。

補助対象となる基準

- ・容器など購入を希望する人。
- ・有田川町の住民基本台帳に登録されていること。
- ・容器などを家庭に設置できること。
- ・容器などの維持管理を自ら行えること。
- ・容器などによる処理後の堆肥の活用または発生した処理物の適正な処理が図れること。



内 容

- ・補助金額は購入金額の2分の1以内で予算の範囲内で補助。
- ・生ごみ処理製品園芸用電動粉碎機購入費補助金交付申請書や請求書は有田川町ホームページからダウンロードしたものを利用することができます。
また、吉備庁舎2階環境衛生課、清水行政局2階建設環境室でお渡します。

「生ごみ処理機」購入費補助

補 助 限 度 額	3万円
申 請 時 期	購入前
申請時必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・生ごみ処理製品園芸用電動粉碎機購入費補助金交付申請書・見積書(申請者の氏名・製品名・金額が記入されたもの)・印鑑
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・1家庭につき1台まで・申請後に交付決定通知書が届いた後、生ごみ処理機を購入し、交付決定通知書に同封された請求書と領収書を提出してください・設置確認のため環境衛生課職員が写真撮影に伺います

「園芸用電動粉碎機」購入費補助

補 助 限 度 額	3万円
申 請 時 期	購入前
申請時必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・生ごみ処理製品園芸用電動粉碎機購入費補助金交付申請書・見積書(申請者の氏名・製品名・金額が記入されたもの)・印鑑
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・1家庭につき1台まで・粉碎能力が直径35mm以下のもので農業に使用するものは対象外・申請後に交付決定通知書が届いた後、園芸用電動粉碎機を購入し、交付決定通知書に同封された請求書と領収書を提出してください・設置確認のため環境衛生課職員が写真撮影に伺います

「生ごみ処理容器(コンポスト)」購入費補助

補助限度額	1基につき4千円
申請時期	購入前、購入後どちらでも可
申請時必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・生ごみ処理製品園芸用電動粉碎機購入費補助金交付申請書・購入前の場合は見積書(申請者の氏名・製品名・金額が記入されたもの)・購入後の場合は領収書と請求書・印鑑
その他	<ul style="list-style-type: none">・1家庭につき年度(4月~3月)に2基まで

「段ボール容器(コンポスト)」購入費補助

補助限度額	4千円
申請時期	購入前、購入後どちらでも可
申請時必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・生ごみ処理製品園芸用電動粉碎機購入費補助金交付申請書・購入前の場合は見積書(申請者の氏名・製品名・金額が記入されたもの)・購入後の場合は領収書と請求書・印鑑
その他	<ul style="list-style-type: none">・1家庭につき年度(4月~3月)に2基まで、中に入れる基材も含む・中に入れる基材だけでも可

コンポスト容器無料貸出制度

生ごみを利用して堆肥に変えるコンポスト容器を無償で貸与する制度です。家庭に菜園や畠がある人はぜひ、この制度を利用していただき“ごみの減量”にご協力ください。

貸出数 1世帯または1事業所に2基まで。

対象者 コンポスト容器の有効活用、維持管理ができる人で後日、役場からの簡単なアンケートにお答えいただける人。

申請の時に印鑑が必要です。



● 有田川町役場環境衛生課・清水行政局建設環境室でお渡しします。



生ごみ堆肥の作り方

～コンポスト容器で生ごみのリサイクル～

①設置場所と設置方法

コンポスト容器は、なるべく日当たり・水はけ・風通しの良い場所を選びましょう。毎日使うものですので、台所に近い場所も大切な条件です。

容器を10cm程度埋められるよう地面を掘り下げます。
容器を設置し周りにしっかりと土をかぶせて、踏み固めます。

(風などでの転倒を防げます。)

また、中心を深く掘っておくと生ごみをたくさん入れることができます。

掘り起した土は、後で生ごみにかぶせる土として使います。



②生ごみを投入する前に下準備(床を作る)

容器の底に枯れ葉・枯れ草・わらくず・米ぬかなどを混ぜて20cm程度敷き床を作ります。こうしておくと生ごみの発酵分解が促進されます。容器の3分の1程度入れる人もいます。

③生ごみの発酵と減量

土中微生物(バクテリアなど)の働きで生ごみは分解が進みます。毎日生ごみを入れても一杯になりません。しかし、生ごみの発酵分解を早めるためには、週に1~2回スコップで中をかきまわし、空気(酸素)をいれましょう。この時、コンポスト容器の周りの乾いた土をスコップに1杯程度かぶせましょう。かぶせる前に枯葉・枯草・細かい紙くず(シュレッダー紙など)を積極的にコンポスト容器に入れましょう。

また、発酵促進剤や米ぬかを少しまいておくとなお良いでしょう。



生ごみを入れるときは、よく水切りをして土(落葉)と生ごみをサンドイッチ状にします。

また、米ぬかなど発酵促進するものを入れるのも良いです。

④堆肥として使う(容器の3分の2程度になったら)

コンポスト容器を2個使用する場合は、3分の2程度たまつたら1番上に土を2~3cm程度入れ、そのまま4~5カ月放置します。(時々スコップでかくはんします)ふたを取って強い臭いがなくなつていれば、コンポスト容器を抜き取ってその場で適当な高さに崩して1カ月に1~2度切り返しを続けて完熟させます。抜き出した後、強い臭いがする場合はさらにナイロン袋などで覆い(水分を入れない)3~4カ月かけて切り返しを続けて完熟させます。

コンポスト容器1個の場合は、いっぱいになればコンポスト容器を抜き出し、上部の発酵していない生ごみを、移し替えたコンポスト容器に再投入します。堆肥化しつつある生ごみは、ナイロン袋などで覆い、1カ月に1~2度切り返しを続けながら、8~10カ月かけて十分完熟させます。

※コンポスト容器無料貸出制度(17ページ)もご利用ください

完熟した生ごみは、最初は試し使用をしてください。
生ごみ堆肥でガーデニングや野菜作りをスタートしましょう。

いろいろな生ごみ処理容器・処理機の特性

生ごみ処理容器(コンポスト)

利点

- ・お金がかからない。
- ・ほとんどの生ごみを処理できる。
- ・堆肥として利用できる。
- ・容器が丈夫で長持ち。

問題点

- ・庭や畠など設置場所が必要。
- ・切り返しに少し力が要る。
- ・水分調整材(枯葉など)が必要である。
- ・虫や臭いが発生しやすい。



使い方

- ・日当りが良く、排水の良い場所を選ぶ。
- ・容器の縁を10cm程度埋める。
- ・生ごみ・土・生ごみと、交互に入れる。
- ・水分調整に落ち葉や剪定葉^{せんてい}を乾燥させたものを入れる。

段ボール容器(コンポスト)

- ・安価である。(自作できる)
- ・庭や畠などがなくても設置できる。
- ・堆肥として利用できる。
- ・手軽に始められる。



- ・基材が必要である。
- ・箱が傷みやすい。
- ・雨でぬれない設置場所が必要。
- ・虫や臭いが発生しやすい。

- ・日当りや風通しが良く、雨でぬれない場所を選ぶ。
- ・頻繁に混ぜる。
- ・水分はよく切って入れる。
- ・基材はピートモス・もみ殻くん炭・米ぬかなど。

生ごみ処理機

- ・手間がかからない。
- ・衛生的。
- ・屋内に設置できる。
- ・堆肥として利用できる。

- ・電気代がかかる。
- ・近くにコンセントが必要。
- ・本体価格が高額。

- ・取扱説明書をよく読んで使用する。



野焼きは禁止です!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137)第16条の2

少量のごみでも、ドラム缶やブロック囲いで焼却することは法律で禁止されています。

煙やすす、悪臭により近隣に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシンなどの有害物質を発生させ、健康や生活に影響する恐れがあります。



消防署へ届けても駄目!

野焼きをするため「火災と紛らわしい煙などを発する恐れのある行為」として消防署へ届け出たとしても野焼きはできません。

野焼き禁止の例外

野焼き禁止の例外として認められるものは、下記の①～⑤の場合のみです。
その場合、消防署へ届け出が必要です。

罰則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第25条第1項第15号

悪質な野焼き行為は、法律により罰せられます。

5年以下の懲役もしくは
1000万円以下の罰金、
または併科に処せられます。

例外として“野焼き”が認められる行為

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却。
(例)生石山の山焼きなど
- ② 災害の予防や応急対策または復旧のために必要な焼却。
(例)災害時における木くずなどの焼却
- ③ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却。
(例)どんど焼きなど
- ④ 農林業を営むためにやむを得ない焼却。
(例)農業者が行う稻わら・剪定(せんてい)枝などの焼却、林業者が行う伐採した枝などの焼却
- ⑤ たき火など日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの。
(例)暖を取るために小規模なたき火・キャンプファイア



上記の③④⑤の場合、小規模であっても近隣などの生活環境上支障を与え、苦情のある場合は認められません。

不法投棄は犯罪です!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条

ルールに従って処理することが面倒であったり、処理にかかる経費を負担したくなかったりして、ごみを山林や河川に捨てる事例が後を絶ちません。このような行為を「不法投棄」といい、山林や河川などの公共の土地や他人の土地にごみを捨てるだけでなく、自分の所有地に投棄している場合も含まれます。

不法投棄は環境を破壊します。

不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、そのものによっては地域の土壤や水質に重大な影響を与えます。不法投棄は一度されると、連鎖して同じところに次々と重ねて投棄されます。早期に対策することが大切です。

不法投棄は犯罪です！

不法投棄は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、または併科に処せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号）

自分の所有地は自分で守る！

身勝手に捨てるのは簡単ですが、撤去回収するのはとても大変です。元の美しい自然を回復するのは難しく、多大な費用がかかります。投棄者が不明の場合は、土地所有（管理）者が行うことになります。不法投棄を未然に防ぐよう、自分の所有地は十分な管理をお願いします。

不法投棄の撲滅にご協力ください。

町では、美しい自然を守り、住みよい町づくりのため、不法投棄がなくなるよう、町内の監視パトロールや啓発用看板の設置を行い、悪質な場合は警察へ通報するなどの取り組みを行っています。



有田川町内で発生した
不法投棄現場

違法な不用品回収業者にご注意！

トラブルに巻き込まれないように適正な処理をしましょう。

家庭の廃棄物は「一般廃棄物」です。一般廃棄物を収集・運搬・処分するには、廃棄物処理法に基づく、市町村の「一般廃棄物処理業の許可」が必要になります。町指定業者以外への不用品の持ち込みはやめましょう！（23ページ参照）

トラック型回収



チラシ型回収



空き地型回収



Web宣伝型回収



* なお、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙・くず鉄・空きびん類・古樹維）のみの収集・運搬・処分には町指定の許可是不要です。

ごみ処理施設

環境センター

住所/ 有田川町大字上中島927番地 ☎ 0737-52-5384

受付/ 月～金曜日 8:30～12:00 13:00～15:00
土曜日 8:30～12:00

休業/ 土曜日の午後・日曜日 12月31日 1月1日～4日

料金/ 10kgにつき100円

1～14kg=100円 15～24kg=200円 25～34kg=300円
(10kg未満は10kgとし、
10kgを超える場合1kgを単位として計量し、四捨五入した数値とする)

搬入/ 2トン車まで (ただし、幅1.9m以下で長さ5.6m以下の車両)



昭和56年3月から稼働

プラスチック収集場

住所/ 有田川町大字庄1041番地1 ☎ 0737-52-7855

受付/ 月～金曜日 8:30～12:00 13:00～15:00

休業/ 土曜日・日曜日 12月31日 1月1日～4日

料金/ 10kgにつき100円

1～14kg=100円 15～24kg=200円 25～34kg=300円
(10kg未満は10kgとし、
10kgを超える場合1kgを単位として計量し、四捨五入した数値とする)

搬入/ 2トン車まで



平成17年4月から稼働

尾岩坂ごみ処分場

尾岩坂ごみ処分場は、家庭から発生した土砂や、がれき類などを処分することができます。

搬入できるもの

- 土砂
- ガラス・陶磁くず類
- がれき類 (瓦・れんが・タイル・コンクリート殻(鉄筋の入っていないもの)・非飛散性カラーベストなど)

※アスファルト系は搬入禁止

処分場への搬入条件および取扱日・時間

- 搬入できるものは、有田川町内の家庭から発生したもので、産業廃棄物でないものを町民自らが解体し、処理したものに限ります。※解体や撤去・処理などを業者に依頼して発生したものは搬入できません。
- 処分場へ搬入できる人は、許可を受けた人か、許可を受けた人の4親等以内の人です。
ただし、独居老人などについては実情を考慮して判断します。
- 搬入量/ 同一現場からの搬入量の累計が4トンまでです。
- 取扱日および時間/ 木～日曜日 (月・火・水曜日は休みです)
8:30～17:00 ※ただし、気象条件(大雨洪水警報など)によって、処分場を閉鎖する場合があります。

許可申請方法

◇尾岩坂処分場へ搬入を希望される人は、事前に有田川町役場吉備庁舎2階環境衛生課で許可願出書の提出が必要です。

処分手数料(1車につき)

車両	軽トラ	0.75t積車両	1t積車両	1.5t積車両	2t積車両	4t積車両
料金	520円	1570円	2100円	3150円	4200円	8400円

◇許可書は、申請者立ち合いの下、搬入ごみの発生地で現場確認時にお渡しします。

◇処分手数料は、申請時に納付書をお渡ししますので期限までにお支払いください。

◇搬入時には、搬入者は運転免許証を管理人に提示してください。

搬出先/有田川町大字川口441番地

民間のごみ・し尿処理許可業者

平成31年4月1日現在

○一般廃棄物収集運搬業(ごみ)許可業者

事業所名	電話番号	所在地
株式会社 古勝	0737-52-2002	有田川町大字天満38番地
株式会社 アメニティ岡本	0737-52-3537	有田川町大字徳田196番地
曾和勇次	0737-20-1209	有田川町大字徳田885番地1
株式会社 有田リサイクルサービス	0737-52-6048	有田川町大字徳田1693番地1
雄紀産業 中紀雄	0737-32-4998	有田川町大字中井原199番地9
内田芳弘	0737-25-1332	有田川町大字清水943番地

事業系一般廃棄物を出したいときや掃除や引っ越しのために、多量のごみが出たときは、上記の許可業者に依頼すれば有料でごみを収集してもらいます。

依頼できるごみの種別分類は町が指定している方法と同じです。燃えるごみ・燃えないごみ・プラスチックは必ず町指定ごみ袋に入れてください。

利用料金は直接許可業者にお尋ねください。

○一般廃棄物処分業(ごみ)許可業者

事業者名	電話番号	所在地
株式会社 古勝	0737-52-2002	有田川町大字天満38番地
株式会社 武内商店	0737-52-2123	有田川町大字明王寺97番地11
株式会社 有田リサイクルサービス	0737-52-6048	有田川町大字徳田1693番地1

環境センターで処理できないものは、上記の許可業者に直接お問い合わせください。

例) モーター・金属・空ドラム缶・鉄塊・ワイヤ・ポンプなど。

○一般廃棄物収集運搬業(し尿)許可業者　浄化槽清掃業許可業者

事業者名	電話番号	所在地	事業区域
上田衛生 代表者 内之八重 トヨ子	0737-52-4582	有田川町大字徳田1218番地3	吉備・金屋地域
有限会社 武田清掃	0737-32-2391	有田川町大字金屋863番地9	有田川町内全域



みんなで

きれいな水環境を守ろう!

排水口の向こうにも暮らしがある



各家庭や事業所からの雑廃水で、用排水路などの汚濁が見受けられます。ひどい場合には、油膜が水路一面を覆ったり、排水の中の栄養分で汚泥化したりして、悪臭や浮遊物まで発生することがあります。

一人一人が注意し、豊かな環境を守るために取り組みを進めましょう。特に農業用などの用水として利用している水路などは、注意してください。

家庭ができる生活排水対策

- 天ぷらなどに使用した油は、そのまま排水溝に流さず、凝固剤などで固めて燃えるごみとして出しましょう。
- 食器などの油汚れは、紙で拭き取ってから洗いましょう。
- 流しの排水口や三角コーナーには、水切り袋をかぶせて調理くずや食べかすを流さないようにしましょう。
- 米のとき汁などは、庭の草花の水やりに使いましょう。
- 洗剤はきちんと量って適量を使いましょう。洗剤をたくさん使っても洗浄効果はありません。

職場ができる生活排水対策

- 事業所や店舗ができる生活排水対策も、基本的には家庭ができる生活排水対策と同じです。
環境に配慮した事業活動を進めることが重要です。
- おののの事業に応じた処理施設を設け、適正な処理をしましょう。
- 処理施設の適切な維持管理に努めましょう。
- 地域の一員として、河川・水路の清掃活動などに積極的に参加しましょう。



ご協力いただいた企業さま、事業所さま

重機・土木工事一式 家屋解体工事一式

株式会社
武内商店

(奥)リサイクルセンター

TEL (0737) 52-2123

FAX (0737) 52-4522

和歌山県有田郡有田川町明王寺 97-11



和歌山県
和歌山市

浄化槽清掃・一般汲み取り、
農集排の汚水ます清掃・仮設トイレ
等々トイレの事なら何でもご相談ください！

上田衛生

有田川町徳田 TEL (0737) 52-4582
(農電) 5-2001



快適な生活環境づくりで
地域に貢献する

協同組合 **中紀環境科学**

有田郡湯浅町湯浅1745-2

TEL.0737(63)4543(代) FAX.0737(62)4704

総合建設業

株式会社 **中屋組**

有田郡有田川町長谷川677-3

TEL (0737) 32-2246

FAX (0737) 32-4427

工業用各種アルミ・ステンレス製品の
設計・製造・加工・販売

株式会社坂口製作所

第22回環境コミュニケーション大賞
環境経営レポート部門優良賞受賞！



和歌山工場 和歌山県有田郡有田川町清水 877-1
TEL 0737-25-1150

環境を守ること＝未来を育てる事
と私達は考えます。

●鉄くず ●非鉄原料 鋼屑・アルミ屑 ステンレス屑 ●古紙 買取

●産業廃棄物収集運搬・中間処理

和歌山県第03024044856号 和歌山県登録第18号 70屯計量所



株式会社 **古勝**

徹底した適性処理

吉備工場 和歌山県有田郡有田川町大字天満 38

ISO9001・ISO14001認証取得

TEL (0737) 52-2002

し尿汲取り・浄化槽清掃業

有限会社

武田清掃

代表取締役 武田誠一

有田川町金屋 863-9

TEL (0737) 32-2391

FAX (0737) 32-4459

段ボールケース販売中

みかん・はっさく箱その他ケースも承ります。

濱田紙販売株式会社

お問い合わせ先

(株)はまだ有田川エコセンター

和歌山県有田郡有田川町出 303 番地 1

TEL 0737-52-3008

FAX 0737-52-5450



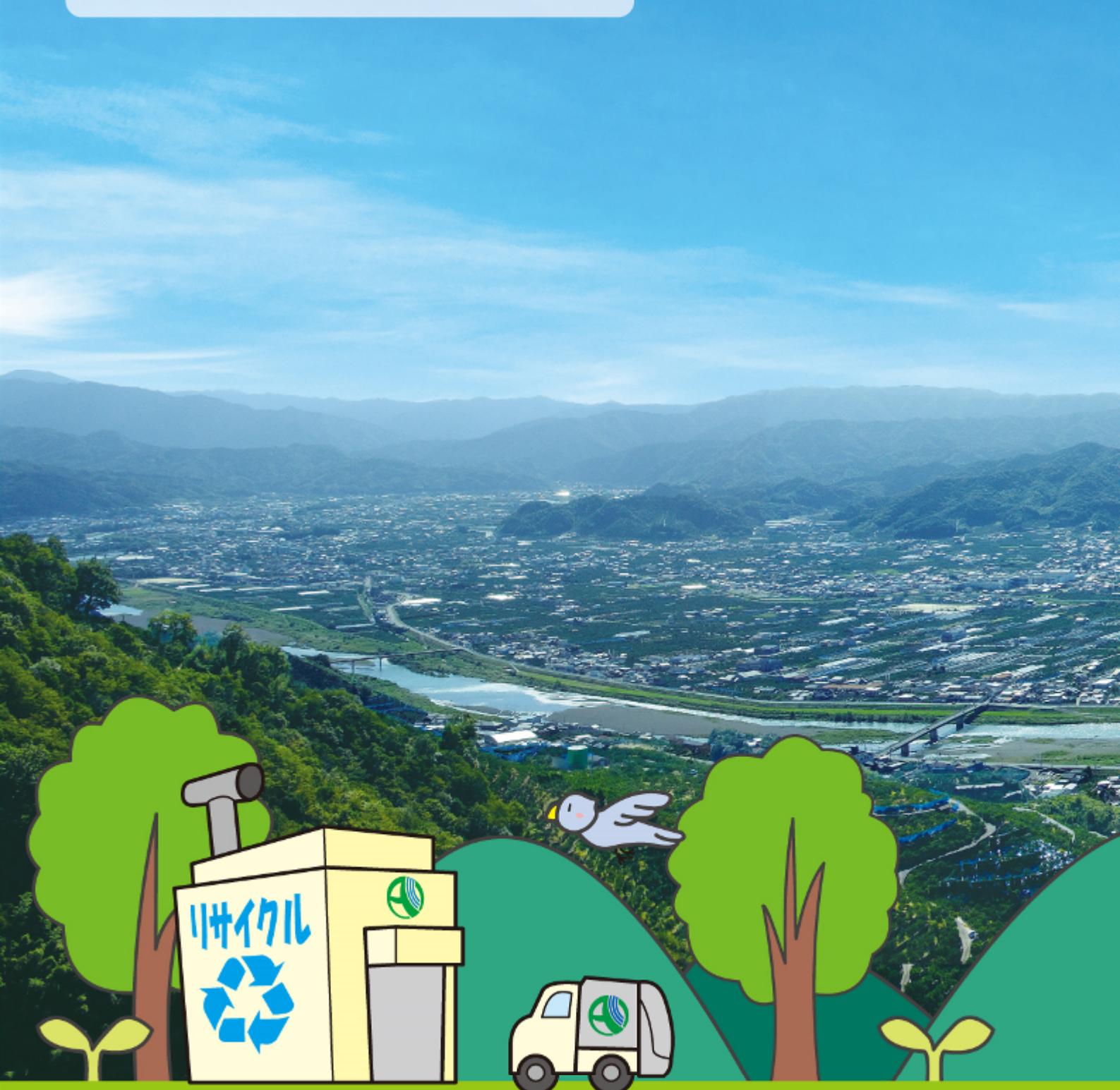
有田川町家庭ごみ総合案内

- 家庭ごみの分別について
- ごみ減量化補助制度について
- ごみに関する禁止事項
- 家庭ごみの出し方

お問い合わせ先

有田川町役場 環境衛生課・清水行政局 建設環境室

TEL 52-2111 (代表)



私たちは環境保護に配慮しています

本誌記載の写真及び挿絵について無断での複写、転用を固くお断りいたします。

●表紙:有田川町